

広島県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和四年四月五日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道廿日市佐伯線	廿日市市津田字石成七九二番六地先から 廿日市市津田字石成七九三番七地先まで	令和四年三月二三日